仕　様　書

１　件　　名

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター更衣室用ロッカー外１点の購入

２　履行場所

東京都板橋区栄町３５番２号 東京都健康長寿医療センター（新施設）

３　履行期限

平成２５年４月３０日

但し、納入にあたっては、新施設建築工事の進捗状況をふまえ、センター職員と協議のこと。

４　納入物品及び数量等

別紙特記仕様書のとおり

５　作業条件

（１）　搬入・組立・調整及びそれに付随する作業は全て受注者の負担とする。

（２）　搬入は１階より行い、設置場所までの搬入ルートは床養生を行うこと。

（３）　搬入時に発生した梱包資材は必ず持ち帰えること。

（４）　付属品の取付が必要な製品に関しては必ず施工を行い、完成品として所定の位置に設置すること。

（５）　受注者は作業期間中は現場監理者を常駐させ､センター側担当者の指示を仰ぐこと。

（６）　搬入及び施工作業中に床･壁を破損した場合は速やかにセンター側担当者に報告し、対処について速やかに協議をし受注者の負担にて修復工事を実施すること。

（７）　受注者は搬入・施工工程を事前にセンター側担当者に提出し了承を得ること。

６　納入条件

（１）　受注者は本仕様書ならびに契約書に明示された要件を十分に満足させること。

（２）　契約後に製品の製造中止などにより契約時の製品が供給困難となった場合は契約価格の範囲内で代替製品に変更すること。また製品の変更についてはセンター側担当者と事前に協議すること。

（３）　受注者は検収前に製品に問題が発生した場合はセンター側担当者と協議のうえ速やかに受注者の責任において問題を解決すること。

７　製品保証

（１）　各物品の製造元発行の所定の保証書を提出すること。また、納品時には、納入物品に関する使用方法・維持管理方法等必要事項の説明及び指導を行い、取扱説明書を必ず提出すること。

（２）　本仕様書にもとづく納入品の瑕疵及び正常な状態で発生した不具合については検収後１年間は無償で修理すること。またその際は可能な限り速やかに対処すること。

８　守秘義務

受注者は本製品の納入業務遂行により知りえた秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

９　準拠法令

（１）　本納品にあたっては関係法令を遵守し遺漏なく遂行すること。

（２）　本契約の履行に当たっては自動車を使用し、または使用させる場合は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例２１５号)」及びその他法令の規定に基づき、次の事項を遵守し環境により良い自動車利用を行なうこと。

①　ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

②　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には､速やかに提示又は提出すること。

③　低公害、低燃費な自動車に努めること。

（３）　東京都暴力団排除条例（平成２３年3月１８日東京都条例第５４条）に定める関係者でないこと。また東京都契約関係暴力団等対策措置要項（昭和６２年1月１４日付６１財経庶第９２２号）第５条第１項に基づく排除措置期間中でない者であること。

１０　納入及び検査

受注者は納品時にセンター側担当者による外観･性能等の検査を受けなければならない。その結果不適格と判定されたのもについては速やかに良品と交換すること。

１１　その他

本仕様書に明記のない事項及び本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合はセンター側担当者と協議のうえ解決すること。

【担当】東京都健康長寿医療センター総務課契約管財係　岡田・飯塚・篠原
電話　03-3964-1141（代）　内線 2108